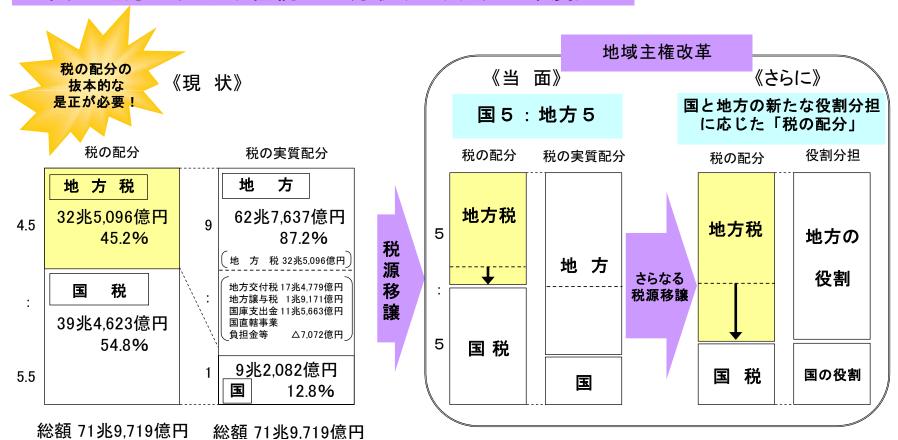
平成23年度 国の施策及び予算に関する重点提案

平成22年7月 指定都市

- 1 地域主権改革の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 4 国庫補助負担金の改革
- 5 国直轄事業負担金の廃止
- 6 地方交付税の改革等
- 7 新たな大都市制度「特別自治市(仮称)」の創設
- 8 生活保護制度の抜本改革
- 9 国民健康保険財政の確立
- 10 全額国庫負担による子ども手当制度の実施等
- 11 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

1 地域主権改革の実現のための国・地方間の税源配分の是正

国・地方における租税の配分状況 (平成22年度)



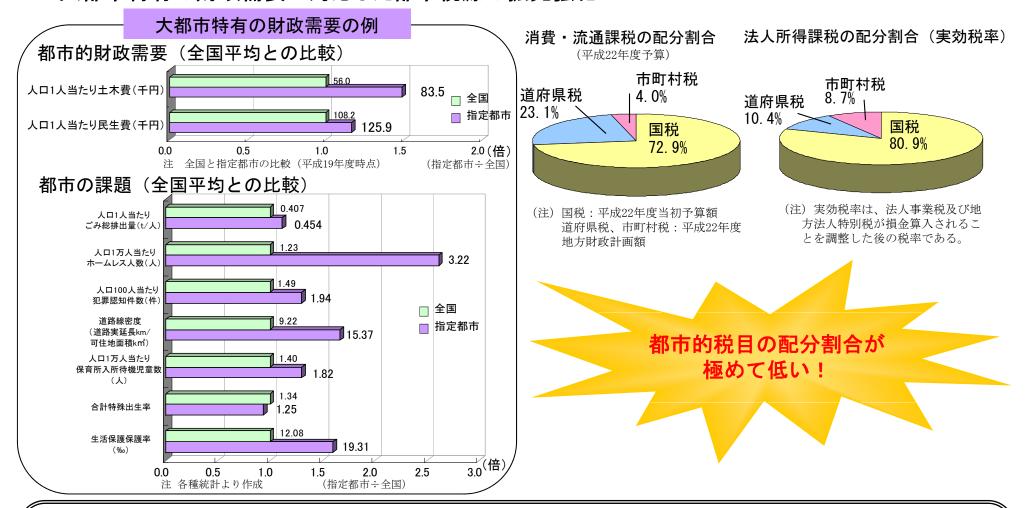
注 平成22年度予算における「税の配分」は4.5:5.5となっているが、これは、景気の影響による法人税 などの国税の大幅な減収に起因するものであり、税源配分の是正によるものではない。

【指定都市の提案】

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5:5とすること。 さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。 なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地

方交付税等も含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化



【指定都市の提案】

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

(平成21年度予算に基づく概算)

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

☆行政サービスは「**指定都市**から**受益**(大都市特例事務)」

★その**負担**は「**道府県**への納税」

指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による 税源配分の見直し(大都市特例税制の創設) により措置すべき

(個人道府県民税→個人市民税、法人道府県民税→法人市民税、 地方消費税→地方消費税交付金) 道府県に代わって負担している経費 (特例経費ー般財源等所要額)

3,692億円

地方自治法に基づくもの 土木出張所 衛生研究所 定時制高校人件費 国・道府県道の管理等 同左税制上の措置

2,248億円

税制上の

措置不足額

1,444億円

(税制上の措置済額)

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額について税制上の措置が必要!!

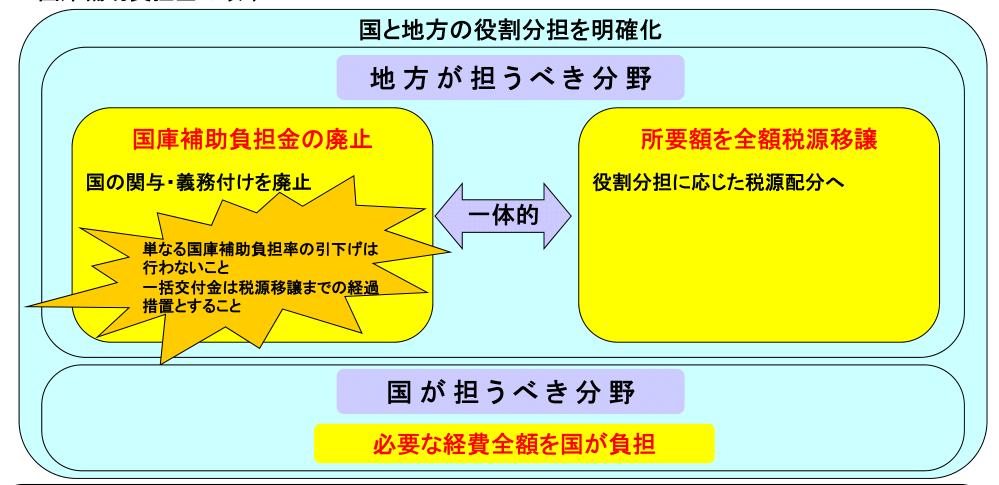
・道府県費負担教職員給与費 約8,700億円 など

(平成19年度決算をもとに推計)

【指定都市の提案】

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

4 国庫補助負担金の改革



【指定都市の提案】

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。 また、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。 なお、一括交付金は、税源移譲までの経過措置とすること。

5 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担を見直し



国が行うこととされた国直轄 事業については地方負担を早 期に廃止

国直轄事業に対する指定都市の負担(整備分)(単位:百万円)

事 業 名	指定都市における国直轄事業費	国直轄事 する 市額 の 負担	負担割合
国道	国 道 142,319		37 %
港 湾 56,774		19,645	35 %
計	199,093	72,803	37 %

注 指定都市の負担額は平成20年度決算額による数値である。

【指定都市の提案】

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

6 地方交付税の改革等

地方交付税は地方固有の財源

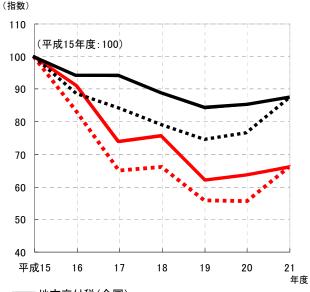
地方交付税は、地域社会に必要不可欠な 一定水準の行政サービスを提供するための 地方固有の財源

地方財源不足額 地方財源不足額 地方交付税等 対応を! 地方交付税等 約25兆円 約17兆円 22年度地方財政計画

大都市特有の財政需要

- ○大都市の事務配分の特例に基づく財政需要 (=道府県に代わって行う事務)
- ○大都市への人口、産業経済の集中による財政需要 (=圏域の中枢都市としての役割)

地方交付税等の削減状況



- 地方交付税(全国)
- ■■■■地方交付税+臨時財政対策債発行可能額(全国)
- 地方交付税(指定都市)
- ■■■ 地方交付税+臨時財政対策債発行可能額(指定都市)

【指定都市の提案】

地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

7 新たな大都市制度「特別自治市(仮称)」の創設

1 「基礎自治体優先の原則」に則った地域主権改革

住民がより良いサービスを受けることができるよう、住民に身近で総合行政が可能な基礎自治体に権限を集約する「基礎自治体優先の原則」のもと、大都市が住民に身近な施策の責任を果たしつつ圏域の水平連携の核となり、周辺地域も含めた活性化を進めていく総合的な役割を果たす。

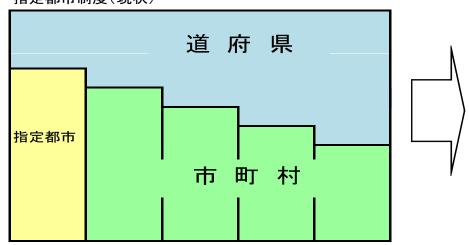
2 現在の大都市を取り巻く現状と課題

- ・経済のグローバル化などによる世界的な都市間競争の激化と急速 な少子高齢化の進展
- ・道府県の範囲を越えた政策課題の増大と市町村の規模・能力の拡大により、地方自治制度の見直しが必要
- ・指定都市には包括的な事務権限がなく、また、道府県との役割分担が不明確で二重行政が発生
- ・大都市が担う事務、役割に対応できていない税財政制度

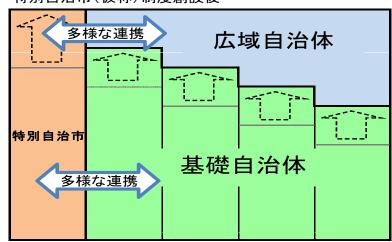
3 あるべき大都市制度の一つの姿として「特別自治市(仮称)」を創設

- 日本を牽引するエンジンとなるための選択肢
- 〇 広域自治体・基礎自治体という二層制の自治構造を廃止
- 道府県の事務も含め、地方の事務とされているもの全てを一元的に担うことを基本
- 地域重視の考え方から、各都市の実状に応じ**住民自治・参加機能を充実**させる仕組みを構築
- 特別自治市と広域自治体の関係、特別自治市と周辺自治体の関係は多様な形に
- 特別自治市の創設にあたっては、その役割に応じた税財政制度を構築

特別自治市(仮称)創設後の広域自治体と基礎自治体の関係図 指定都市制度(現状)



特別自治市(仮称)制度創設後



地域主権が進み、基礎自治体全ての役割が増大している

8 生活保護制度の抜本改革 <u>新たなセーフティネットのイメージ</u> 生活保護制度 •期間:1年以内 就労 憲法の理念に基づき、国の責任において全ての • 下記の自立計画の 自立 ボ 保 一部利用 国民に最低限度の生活を保障し、あわせて保護を 護 ************ 受ける者の自立を助長することを目的とするもの 移 ダ 行 自立継続 脱却•自立 ラ 就労 大 現状 1 止 •自立困難な高齢者層の 稼 5 体制の •被保護世帯 拡大 年 立 整備 評 の増加 ・稼働年齢層の受給期間 •扶助費の約 働 の長期化 ○集中的 価 半分を占める •医療費等に係る費用負 な人的資 医療扶助 担意識の希薄さ Ш 源の投入 期 ※計画期間は1年間程 要 定 ○各部門 度を想定 保 の一体的 被保護世帯の状況(全国) な連携 護 支 制 者 5年経過後 (世帯数) 未就労 援 生活保護再申請 1,400,000 185,914 適用除外(稼働困難など特別な困難に直面する者については、 1,200,000 保護適用) 111,282 107.25 ■その他 296,790 高 1,000,000 269,080 ■ 傷病者 272,54 蚧 149,494 高 所得および資産が一定額未満の貧困状況にある高齢者世帯 132,007 要 800,000 □ 障害者 117,271 者 輪 92,910 保 600,000 ■ 母子 対 90.53 者 568,527 ■高齢者 護 400,000 ○資産活用を徹底し、保護費に充当 象 497,665 世 451,962 200,000 制 ○基本的に金銭給付に徹し、ケアは既存の高齢者政策等の 見守りで対応 17年度 19年度 21年度 (生活保護速報(21年12月))

【指定都市の提案】

生活保護制度を時代に即した制度とするため、社会保障制度全般を含めた幅広い議論を行い、地方の意見を十 分に反映させ、中長期的な視点に立った抜本改革を行うこと。

9 国民健康保険財政の確立

国民健康保険制度

後期高齢者医療制度を除き、原則として被用者保険の適用者以外の国民すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与するもの

現状及び課題

- ・高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、 **医療費は年々増加**
- ・高齢者や低所得者の加入割合が高いことから、**財政基盤が脆弱**
- ・一般会計から多額の繰入れ
- ・他の医療保険と比べ、被保険者や保険者の負担は過重

国民健康保険財政の確立

国民健康保険 財政は 危機的な状況

平成20年度 市町村国保財政状況 (速報値)

実質収支は 2,384億円の赤字

赤字補填に法定外の 一般会計繰入を 2.585億円

医療保険制度の抜本的改革が必要

国民皆保険制度を維持していくために、 国民健康保険制度と他の医療保険制度と の負担の公平化を図り、長期的に安定し た持続可能な医療保険制度を構築すべき

国を保険者とし、**すべての国民が加入する医療保険制度への一本化**など、医療保険制度の抜本的改革を早急に実現すべき

医療保険制度の抜本的改革が実現するまでの間、**現行の国民健康保険制度の改善**

【指定都市の提案】

安定的で持続可能な医療保険制度を構築するための改革を早急に実現すること。 特定健診等の実施状況などに応じて国庫負担や現役世代の拠出金に差を設けないこと。 保険財政共同安定化事業について、新たな財政措置を講ずること。

10 全額国庫負担による子ども手当制度の実施等

子ども手当制度

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援 するために、子育てを未来への投資として、社会全 体で応援する観点から実施するもの

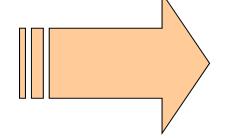
現状及び課題

- ・当初、子ども手当の財源について、**全額国 庫負担**という考えが示されていた。
- ・保育所保育料や給食費等の未納が全国的に大きな課題となっている。

制度実施

結果

- ・平成22年度予算編成の最終段階で、事前協議・説明なく**児童手当と同様の地方負担が 残った**。
- ・法律により、子ども手当は保育所保育料や 給食費等の未納分を**差し押さえできない**。



平成22年度予算の状況(国費) 概算要求時 2兆3,345億円

予算決定額 1兆4,722億円

※差額8,623億円が地方負担分

国と地方の負担割合

区分		国	地方負担
3歳未満	被用者	11/13	2/13
3. 成不问	非被用者	19/39	20/39
3歳以上~	第1子·第2子	29/39	10/39
小学校修了前	第3子以上	19/39	20/39
中学生		10/10	_

平成23年度以降の子ども手当制度

本来全国一律に実施される給付制度 であることから、国の責任において実 施するべき

全額国庫負担

保育所保育料・給食費等の未納問題 解決の一助とするため

> 子ども手当から 保育所保育料・給食費等 の徴収を可能に

【指定都市の提案】

平成23年度以降の子ども手当制度の実施にあたっては、地方に負担を転嫁することなく、国の責任においてその費用の全額を国庫負担とすること。

子ども手当から保育料・給食費等の徴収を可能にすること。

11 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

県費負担教職員制度に関する役割分担

義務教育に係る給与費負担は、所要額全額について安定的かつ確実な 財源措置を確保した上で、税源移譲により措置

(現行の道府県・指定都市の役割分担)

給与費負担

道 府

- 学級編制の基準の設定
- 教職員定数の決定
- ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定
- 勤務成績評価に関する計画

指定

- 教職員の任免、服務監督、研修
- 教職員の給与の決定
- ・教職員の勤務成績の評定

現状の問題点

・教職員の任命権は指定都市にあるものの、給与 負担者でないという「ねじれ」が生じており、学 級編制や教職員定数を主体的に決定することがで きない。



(あるべき役割分担)

給与費負担

- 学級編制の基準の設定
- 教職員定数の決定

指定

- 教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定
- 勤務成績評価に関する計画
- 教職員の任免、服務監督、研修
- 教職員の給与の決定
- 教職員の勤務成績の評定

問題点の解決

・国及び道府県から必要な財源、権限の移譲を行うことにより、学級編制や教職員定数、教職員配置 等に関する包括的な人事管理を行うことができるようになる。

学校の設置管理者である指定都市が、主体的に、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、 市民ニーズに応じた教育を市民に提供することが可能となる。 早期に移管の時期と全体像を 明確にし、準備のための十分な 明確にし、準備のためが必要! 移行期間を設けることが必要!

【指定都市の提案】

県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。 学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。